

### 3 弁護士任官の状況

弁護士経験を積んだ人が裁判官や検察官になることを「弁護士任官」と呼んでいる。

日本の裁判官や検察官の大半は、司法修習を終了した後、直ちに判事補や検事としてそのルートに乗った人たちである。しかし、それでは組織が制度疲労を起こしかねない。弁護士経験を積んだ者が裁判官や検察官になれば、それらの職務により影響を及ぼすことが期待できる。このような視点から、1988年の「判事採用選考要領」で、いわゆる弁護士任官が制度化された。

2001年6月の司法制度改革審議会意見書は、裁判官制度について、「判事となる者一人ひとりが、それぞれ法律家として多様で豊かな知識、経験等を備えること」が重要であるとして、「判事の給源の多様化、多元化」を掲げ、弁護士任官を強力に推進する必要があるとした。そして、その実現のため、日弁連と最高裁判所で協議を行い、2001年12月7日「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」が成立、新しい弁護士任官制度が開始されることとなった。さらに2002年8月23日には、日弁連と最高裁判所の協議によって「いわゆる非常勤裁判官制度の創設について」が取りまとめられ、調停事件の活性化と通常任官の促進のための環境整備を目的として、民事調停事件及び家事調停事件の分野に、いわゆる非常勤裁判官制度が導入されることとなった。これについては、2003年1月から実働が開始された。

なお、検察官への弁護士任官にも並行して取り組んでいるが、まだまだ数が少ない。弁護士職務経験等の交流を深めていくなかで任官者が増えていくことに期待したい。

#### 1. 常勤任官者数

弁護士任官者(常勤)数(弁護士会連合会別)

(単位:人)

任官年度	関東	近畿	中部	中国地方	九州	東北	北海道	四国	合計
1992	2	4	0	0	0	0	0	0	6
1993	3	4	0	0	0	0	0	0	7
1994	2	6	0	0	0	0	0	0	8
1995	0	2	0	0	0	0	0	0	2
1996	1	2	2	0	0	0	0	0	5
1997	3	1	0	0	1	0	0	0	5
1998	2	0	0	0	0	0	0	0	2
1999	3	1	0	0	0	0	0	0	4
2000	4	0	0	0	0	0	0	0	4
2001	3	0	1	0	0	0	0	0	4
2002	3	2	0	0	0	0	0	0	5
2003	5	4	1	0	0	0	0	0	10
2004	5	1	0	1	1	0	0	0	8
2005	4	0	0	0	0	0	0	0	4
2006	2	1	1	0	1	0	0	0	5
2007	4	2	0	0	0	0	0	0	6
2008	2	1	0	1	0	0	0	0	4
2009	5	1	0	0	0	0	0	0	6
2010	1	0	0	0	0	0	0	0	1
2011	2	2	0	0	1	0	0	0	5
合計	56	34	5	2	4	0	0	0	101

【注】2011年度は10月1日現在の数である。

## 2. 非常勤任官者数

弁護士任官者(非常勤)数(所属庁別)

(単位:人)

所属庁	民事・家事の別	2004年 10月	2005年 10月	2006年 10月	2007年 10月	2008年 10月	2009年 10月	2010年 10月	2011年 10月	累計
		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	
		任官者数	任官者数	任官者数	任官者数	任官者数	任官者数	任官者数	任官者数	
東京	民事	10	8	10	5	9	8	4	9	85
	家事	2	1	5		8	1	4	1	
横浜	民事			2				1	1	14
	家事	2	1	3			2	2		
川崎	民事			1		1				2
さいたま	民事		1	1				2		11
	家事		2	1	1			2	1	
千葉	民事		2	1		1		2		8
	家事			1				1		
大阪	民事	4	3	6	3	5	2	6	2	48
	家事	2	1	5	1	4		2	2	
堺	民事			1		1		1		3
京都	民事	1		1		2		2		11
	家事	1	1			1	1	1		
神戸	民事		2	2	1	1	2	2	1	13
	家事			1		1				
名古屋	民事	2		4		6		3		30
	家事		3	3	1	2	3	2	1	
広島	民事		2	1	1		1	1	1	8
	家事					1				
福岡	民事	2		2		3		2		14
	家事		1	1	1			1	1	
小倉	民事			1				1		2
仙台	民事		2	1	1	1	1	1	1	10
	家事			1				1		
札幌	民事	1		2		2		3		14
	家事	1	1		1	1		1	1	
高松	民事		1	1	1		1	1		5
合計		28	32	58	17	50	22	49	22	278

【注】2年の任期の途中で、通常任官等により退官した者があるので、実働者は上記の数字より減っている。